

(七) 完成言の説明語に立てる如き場合、假令ば、

(甲) 疑問副詞が説明主格に在る場合のもの、

〔禮記 十一左〕天下其幾矣、〔孟子 九上〕寡人之民不加多何也

右は、「イクバクアルソ」、「何デアアルヤ」などの義にして、イクバク何などの下に、ア

リと云へる説明語を省略せる形なり、

又此例、和文にも、ソヤなどを用ゐたる場合には、多く生ずるものなり、テニヲハ全

廢論を参照すべし、

(乙) 形容語的副詞の下に在る場合、此類の實例、單純副詞の終にあり、

〔毛詩 十五右〕窈窕淑女、君子好逑、〔毛詩 三右〕汎彼柏舟、在彼中河、

〔禮記 四左〕天子穆穆、諸侯皇皇、

右何れも「窈窕トアル淑女」、「汎トアル彼柏舟」、「穆々トアリ、皇々トアリ、」などの如

くにアリと云へる説明語を「窈窕、汎、穆々、皇々」など云へる完成言の下に省略せる

形のものなりとす、此他、説明語の省略せられたる例は、動詞の有爲并に接續詞の而字等の下に在り、

〔備考〕説明語を省略したる和文各種の例

〔新古今集 卷上 菅原〕淺緑花も一にかすみつつ、あぼろに見ゆる、春の夜の月(デアアルカナ)

〔新古今集 卷下 山〕櫻花の下風、ふさにけり、故に木の下ごとの雪のむらぎえ(ガ見ユル)

ふこの歌にては、見ゆるなど云ふ説明語を省略せる形なり、

〔新勅撰集 内親王〕わさも子が、玉もの床に、よる浪の、よるとはなしに、ほさぬ袖(デアアル)かな

### 第三項下 漢文の説明主格は、其實完成言

なる事を論ず

名詞若くは代名詞が、完成言に在りて、説明語を省略せる場合には、其名詞若くは代名詞は、英文法書の或る者に謂ふ所の説明主格と同一なるが如くなれど、こは元來此名詞若くは代名詞が、説明語に立てるにあらずして、説明語は別にあるべきを、省畧したる形なるが故に、此名詞若くは代名詞を、直に説明語と稱することは不當にして、こは方にやはり完成言とすべきなり、其例二三を左に示すべし、

〔春秋 三左〕四者之來、寵祿過也、○寵祿が過アル故デアアルと云ふ體にして、四者之來と云へる句が主格、寵祿過と云へる句が完成言也が副詞

にして、説明語を兼

〔老子 上ノ十〕功成、名遂、身退、天下之道、○天下之道と云へる語は完成言にして、上例と同一なり、只こちらには也字をも省略せり、

〔論語十五有〕子謂子產有君子之道四焉其行已也恭其事上也敬其養民也惠其使民也  
義○恭敬惠義の四字は各完成言にして、アリといふ説明語は省  
略せる形なり故に、恭敬惠義が直に説明語と見なさるゝなり、

〔論語四左〕曾子曰略○中君子人與君子人也○君子人は完成言にして、也が副詞と説明語とな兼ねたる形なり、

〔備考〕英文法の説明主格に當る完成言の和文に於ける例

〔古今集〕是朝上朝ぼらけ有明の月と見るまてに吉野の里にふれる白雪○この句より成る者にて、文法上の解割にては、全句が完成言に當るものにて、上下に主格と説明語とが省略してある形なり、而して其意は、此景色は以上主格朝ぼらけ有明の月と見るまてに吉野の里にふれる白雪と以上完成言ある以上説明語と云ふこととなるなり

〔後撰集〕これやこのゆくもかへるもわかれては知るもしらぬも逢阪の關（テアル）

### 第七章 略語法 (Ellipsis)

文章を簡單にし、語勢を圓滑にする爲には、其成分を省略することが通常です、主格、目的格のあるべきを略し、又説明語を略することは最も多き例です、殊に説明語の有爲等は最も然り、又前置詞の如きにも、同一の場合に、一處には前置詞ありて、其下方には之なき例あり、又接續詞の而字の如きも之を略すること多し、各其條に詳にせり、

### 第八章 剩語法 (Pleonasm)

文章に勢力を添ふるの目的を以て、感詞的に過剩語を挿入することがある、是れ文法上、文章組織の必要成分にはあらざれど、脩辭上には殊に要用なる一の方法です、假令ば指示代名詞の「抑亦先覺者は賢乎」「私人之子百僚是試」「桓魋其如予何」などの是其の如き、又接續副詞の則字の内なる「君子不重則不威、學則不固」の則字の類是なり、

### 第九章 重語法

同一の義理ある語句を重用するは、文勢を強張するの最良手段にして、剩語法と略同一のもので、す、假令ば、動詞に「采采其何」（動詞の條）など用ゐ、又助辭的副詞に、決定の義ある矣と無二の義ある已とを重ねる如きも、此主旨に外ならぬのです、（此事は助詞の例あり等）而して、連結語の如きも、亦往往之を重用することあり、左の如し、

第一例 前置詞の以字の重なる例

〔莊子二右ノ十〕以牛之白類者與豚之亢鼻者與人有害病者不可以適河

〔莊子十五右〕知人之所爲者以其知之所知、以養其知之所不知

第二例 以と故と重なる例

〔老子六右〕天長地久天地所以能長且久者以其不自生故能長生○此他に孟子十一下大國也と云ふ句あり、これは也の上に故を略せる形にして、意圖上以の字を故の字と同視して、コエハ其大國ニ郊スレバナリと和訓すべきものです。

第四例 雖と然と重なる例

〔史記伯夷傳〕詩書雖缺然虞夏之文可知也

第十章 重句法

句を重ねる時には必ず大に感歎の意を發するものなり、左の如し。

〔論語四右〕子在陳曰歸與歸與吾黨之小子〔論語二右〕子曰觚不觚觚哉觚哉

〔論語八右〕子曰沽之哉沽之哉我待賈者也〔論語十四左〕蘧伯玉使人於孔子

使者出子曰使乎使乎

〔孟子十下〕萬章問曰敢問交際何心也孟子曰恭也曰卻之卻之爲不恭何哉

第十一章 倒置法

第一項 倒置法の定義并に倒置法起生の理由

倒置法とは、修辭上の必要、即ち語勢を強め、感動を現はす等の目的より、普通文法に示す所の語句の位置を顛倒するを云ふ、而して、其起生の理由を按ずるに、文法的に

生せしものと修辭的に生せしものとの二種あり、文法的に生せしものとは、假令ば、他動詞の謂曰などの上にある目的格の中、句より成るものの如きは、其句を、説明語の下に置く時は、甚だ混亂を生ずるの恐あるが故に、先づ之を一句として説き終り、さて其後に、説明語を置ける如き類を云ふ、而して、此の如き例は稀にして、倒置法の上る所以は、主として、修辭的にあり、即ち、(一)文章に勢力を添へむとする時、(二)又は、文章中主要の部分にして、他の注意を此に向はしむる必要がある場合に、其主要部を句首に置く、と云ふが如きに在る者です、例令ば、固哉高叟之爲詩也の如きは、全く語勢を添ふる爲に倒置せしものにて、有人於此、於此有人などするは、人を主として之に注目せしめむとする時には、有人於此とし、場所を主として注目せしめむとする時には、於此有人とするの類なり、此他、尙ほ左に著しき少許の例を示すべし。

第二項 倒置法の實例

第一款 副詞を倒置するもの

第一節 形容詞の副詞法を倒置して説明語の如くに用ゐる例  
〔孟子四左〕禹之相舜也、歷年多施、澤於民久○これは「多經年久施澤於民」とすべきを多久を倒置せり

〔論語一十九ノ〕子張曰、執德不弘、信道不篤、焉能爲有、○これは「弘不執德、篤不信道」云ふことにて倒置法なり。

第二節 時の副詞を倒置して説明語の如くに用ゐる例

〔春秋十二右ノ〕日不食三日、三日不食とすべきを其三日を下に倒置せるなり。

〔孟子十七上ノ〕人長於伯兄一歳、○一歳長於伯兄とすべきを、下に一歳を倒置せるなり。

第三節 接續副詞を倒置する例

〔孟子十三上ノ〕其子趨而往視之、苗則槁矣、○視之則苗槁矣とすべきを、則を苗の下に置けり。

第四節 前置詞的熟語を倒置する例

前置詞の説明語を兼ねる如きものも、亦前置詞的熟語の倒置法と見るを得べし、

〔禮記九左ノ〕必告之以其制、○以其制告之とすべきを、其以其制を告之の下に倒置せるなり。

又因みに云ふ前置詞を顛倒して後置詞となすも亦倒置法なり、其條に詳論せり、

第二款 接續詞を倒置するもの

〔孟子十四下ノ〕予雖然豈舍玉哉、○雖然予とすべきを予の下に雖然を倒置せり、

〔淮南子形篇ノ〕人故十月而生、○故人十月而生とすべきを、人の下に故を倒置せり、

第三款 格の倒置法

主格以下の諸格が各自正當の位置に在らずして、變則にあるもの、即ち目的格完成言が説明語の上に置かるる如きものは、亦皆一の倒置法なり、其條を見て知るべし、

### 第十二章 文章の分類

#### 第一項 文章分類法の種別

文章は之を分類するに三法あり、第一は其使用(言)の方法に關して之を分類し、第二は其構造(according)の性質によりて之を分類し、第三は其構造の方法によりて之を分類す、而して其使用の方法に關して分類するものとは、「構造の性質によりて分類するもの」とは、泰西文法の分類法にして、其構造の方法によりて分類するものは、支那古來の分類法なりとす、

#### 第二項 文章を其使用の方法に關して分類するもの、及び其種類

文章は、其使用の方法に關して、説明文(Declarative)疑問文(Interrogative)命令文(Imperative)感歎文(Exclamative or Exclamatory)の四種となす、

#### 第三項 説明文

説明文とは、主格の性質有様若くは動作の説明を、平調的に爲す所の文章なり、即ち疑問、命令、感歎等の如く、口氣に波瀾なき文章にて、凡そ疑問、命令、感歎の三種に屬せざる普通多數の文は皆之に屬す。

### 第四項 疑問文

疑問文とは、疑問を發する文章にして、疑問詞、疑問代名詞、疑問形容詞、疑問副詞等を以て、之を作る假令ば、

- (一) 疑問代名詞を用ゐるもの [孟子一九下] 然則舜有天下也、孰與之。
- (二) 疑問形容詞を用ゐるもの [孟子五一下] 王笑曰、是誠何心哉。
- (三) 疑問副詞を用ゐるもの [孟子三一下] 牛何之。
- (四) 助辭的疑問副詞を用ゐるもの [春秋三十一] 魯可取乎。

### 第五項 命令文

命令文とは、命令若くは希求を示す所の文章にして、(一) 對坐の状態を記述するの説明文にて誘導するものと、(二) 呼格を用ゐて誘導するものと、(三) 希求の意義ある願請など一類の副詞を以て作るものがある、假令は、

- (一) 對坐の状態を記述するの説明文にて誘導するもの 此例、動詞命令法の下にあり

[論語六十七] 子曰、略中居吾語女。

- (二) 呼格を用ゐて誘導するもの 例は呼格の下の詳なり

[尙書十三] 帝曰、兪咨、垂汝共工。 尙ほ尙書(三ノ三左)に、「帝曰格、汝舞」の汝舞の如きは、右の倒置法とも云ふべき歟。

- (三) 希求の意義ある願請など一類の副詞を用ゐて作るもの 例は他動詞の下の詳なり

[春秋十四] 左三君若辱、寡人則願以滕君爲請。

### 第六項 感歎文

感歎文とは、感歎の意義を有する文章にして、通常感詞のある句は、皆感歎文なりとす、此外、語勢を強むる目的、若くは或る語句を提唱する目的を以て、語句の常法を變ずる場合、即ち倒置法とか重語法とかを用ゐる場合には、通常必ず多少其文章に感歎の意を生ずるものです、而して、其感歎の度には、大に輕重の差ありて、其輕きものは、殆ど感歎の意なきものに似たり、先づ其感歎の度の輕しと云ふものは、

- (一) 略語法を用ゐるし場合
- (二) 重語法を用ゐるし場合
- (三) 前置詞を後置詞とせし場合

等の類にて、其重しと云ふものは、

- (一) 剩語法の場合
- (二) 重句法の場合
- (三) 倒語法の場合但し、これには感詞の軽きものもあり、
- (四) 打消を爲すに、打消副詞の不などを用ゐずして、疑問副詞の豈何などにて打消したる場合、其他總べて反語の場合、
- (五) 助辭的副詞の矣字などにて強き決定を爲したる場合、たとへば「子思曰吾過矣禮記十ノ」子曰、甚矣吾衰也、久矣吾不復夢、見周公論語七ノ」の類、  
の場合なりとす、

〔参考〕打消に關する説明文と感歎文との差

打消の時、通常の打消副詞を用ゐて論語八右「子貢曰、我不欲人之加諸我也」の如くする時は、説明文なれど、假令ば、論語九左「君子居之、何陋之有」の君子に居れ、の如く、疑問詞を用ゐるなど、すべて反語を用ゐて打消す時は、感歎文となる者なりとす、

### 第十三章 文章を其構造の性質によりて分類するもの、及び其種類

文章は、其構造の性質によりて、單純文(Simple sentence) 雜糅文(Complex) 複合文(Compound) の三種と爲す、

#### 第十四章 單文

##### 第一項 單文の定義

單文とは、一個の主格に就きての説明を爲す文章なり、故に其成分は、假令以數多の添加言を有するものなるにもせよ、そは委く單語複合詞、若くは熟語の三種に止りて、一の句の形を爲すものではないのです、

##### 第二項 單文の例

- 〔荀子 四ノ十〕主格 説明語 武王崩崩
- 〔論語 五右七ノ〕主格 副詞 説明 佛辟以中牟辟
- 〔孟子 六左〕主格 説明、主格、完成言 無敵於天下
- 〔禮記 十六ノ三〕主格 説明、副詞、目的格 南宮縚之妻之姑之喪、夫子誨之、墜以上即ち單文なり、而して下文の副詞たり、曰、爾母從從爾、爾母扈扈爾

#### 第十五章 糅文 文前に所謂雜糅

支那文典 第三編 文章論 第十三章 文章の構造上の分類 第十四章 單文 第十五章 糅文 七九七

### 第一項 綵文の定義

綵文とは、一の完全なる句(Proposition)に、一个若くは二个以上の不完全なる句(Clause)の附屬せるものにて、其完全なる句を主句、主文又は本句、又は獨立句と稱し、不完全句を附屬句、又は附屬文と稱す、故に、綵文には、必ず二个以上の主格と説明語とを有するものです、假令ば、

(一) 一个の附屬句ある例

(甲) [春秋廿七左] 若將亡之、則亦皆亡

(乙) [孟子六左] 我欲行禮

(二) 二个の附屬句ある例

(甲) [禮記七右] 夏后氏殛於東階之上、則猶在阼也

(乙) [禮記十三右] 長者問不辭讓而對

右の諸例を解剖すれば、左の如し、

(一) 甲) 主格 本句 接續副詞句にして附屬句  
ワレガ、モシ、コレヲ、ホロボサムト、ワレガ、スルトキハ、

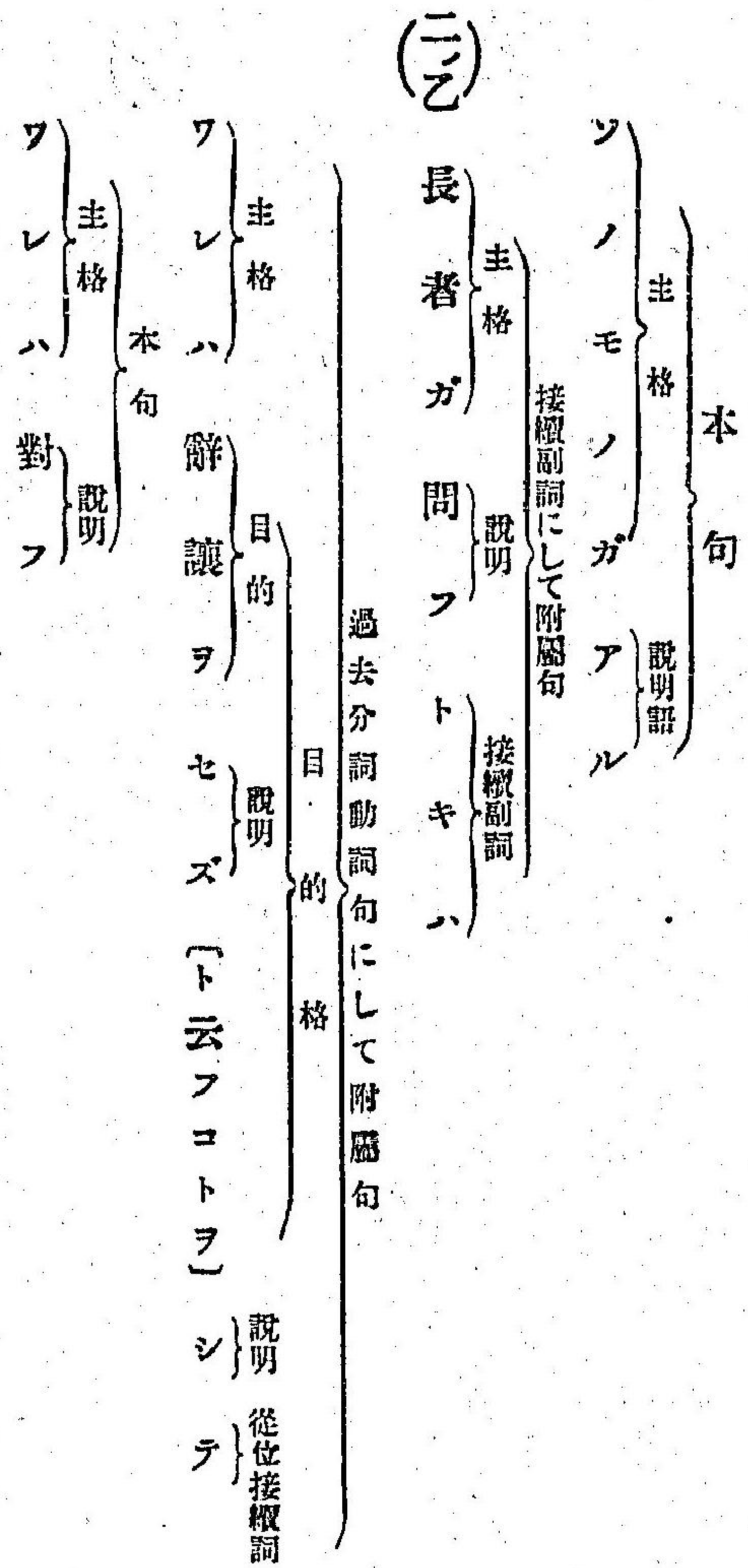
主格 接續副詞 說明語  
カレハ、亦、皆、亡、ブ

(一) 乙) 主格 說明語  
ワレ 欲 ス

主格 目的 說明 接續代名詞  
ワレ 禮ヲ 行ハム コトヲ

(二) 甲) 主格 完成言 接續副詞句にして附屬句  
夏后氏ガ 東階ノ上ニ 殛ヲ ス

副詞 主格 完成言 說明 後置詞 副詞 後置詞  
ナ ホソノモノガ 阼ニ アルガ 如クニ



〔註〕 様文と單文との別

様文と單文との異なる所は、只一なり、即ち單文の成分は、皆單語若くは、熟語より成れど、様文の成分には、不完全句あり、詳言すれば、單文中の或る一成分若くは、二個以上の成分に不完全句のものを以てすれば、直に様文となるなり、故に、様文は、主格、目的格、完成言、變成動詞の完成言、及び引用語等、何等の部分にても、一の句より成るものある時は、成立するものなり。

第二項 様文の本句には一語より成る簡單なるものある事

様文の本句には、只一語より成る簡單のものあり、即ち前項に引用せる例に也、一語にて本句の形を代表するものさへあるが、今尚ほ一二を擧げて示さむに、たとへば、春秋廿右の『公攝位而欲求好於邾』は、欲スス公ガ欲と云ふ一語が本句にて、其上と下との句は、共に副詞的の附屬句なり、又孟子八左の『非予覺之誰也』は、誰也といふ語が本句である類です。

第三項 様文の附屬句を誘出するもの

様文の附屬句を誘出する主なる連結語は、(一)接續代名詞、(二)前置詞、(三)後置詞、(四)接續副詞、(五)從位接續詞の五種と爲す、されど、其之を省略する場合も亦尠なしとせず、時の副詞句は、多く必ず連結語の力を藉らずして、間々感詞の也を其下に有して、其語の力にて誘出せらるる如きものもあるなり、以上の諸例左の如し。

(一)『率乃祖攸行』の『乃祖ノ行ス』と云へる完成言に立つ所の句は、攸と云へる接續代



名詞に誘出せられて他の語句と關係を結ぶ、こゝにては、乃祖ノ行フ者ノ者、と云ふ省略に從へる者字と乃祖ノ行フとを倣ガ結合せる形

(二) 爲其衆人而用之也の「其衆人而用之」と云へる完成言に立つ所の句は、(其衆人ニシテ用キル爲メデアルの義爲と云へる前置詞に誘出せらる、

(三) 率師以來の「率師」と云へる副詞に立つ所の句は、以來と云へる後置詞に誘出せらる、

(四) 弟子入則孝の「弟子入」と云へる接續副詞句は、接續副詞の則字に誘出せらる、

(五) 植其杖而芸の「植其杖」又は「子路拱而立」の「植其杖」など云へる過去分詞動詞狀に立つ所の副詞句は、而と云へる從位接續詞に誘出せられたるものなり、されど「都城過百雉國之害也」の「都城過百雉」と云へる句の如きは「都城百雉ニスグルコトハ」の義にして、コトと云へる接續代名詞なくして誘出せられたるものです、又「我欲行禮」の「行禮」と云へる句の如きは「禮ヲ行ハムト」と云ふ如くに、トなど云へる前置詞なくして誘出せられたり、「以與我鄰國爭此土也」の如きは、接續副詞の則字なくして、自ら感詞の也の爲に誘出せられたるに似たる所あるが如きものです、又「惠公之薨」

也有宋師の「惠公之薨」の如きも、感詞の也にて誘出せられたる者の如し、又「子孫纂之、至于今」の如きは、「子孫纂之」と云へる過去分詞動詞狀句が、接續詞の而字なくして、誘出せられたるものです、又「男女授受不親禮與」の「男女授受スルトキハ」と云へる接續副詞句は、連結語即ち接續副詞なくして誘出せられたるものなりとす、

### 第四項 綵文の附屬句の種類

綵文の附屬句は、之を其性質より分類して、(一) 名詞的附屬句、(二) 形容詞的附屬句、(三) 副詞的附屬句の三種と爲す、假令ば、

(一) 君子所居而安者、易之序也の「君子所居而安者」と云へる主格に立つ所の句の如き、又は「不求用於法」の「用於法」と云へる目的格に立つ所の句の如きは、何れも名詞の如くに用ゐられたるものなれば、之を名詞的附屬句と云ふなり、名詞的附屬句は、必ず主格若くは目的格若くは同格に立つ例なりとす、

(二) 君知所以爲尸者、の「所以爲尸」と云へる句は、者と云へる代名詞を形容するが故に、此句は、形容詞の如くに用ゐられしものとして、形容詞的附屬句と云ふなり、而して、「率乃祖攸行」尙書八ノ廿六右と云ふ如くに、其乃祖攸行と云へる句の下に、一の名詞若

くは代名詞もなきものにて、こは「乃祖攸行者」と云へる義にして、者と云へる代名詞は省略したる形のものに見なして、猶ほ之を形容詞的附屬句と稱することあるなり、

(三)古之人三月無君則弔の古之人三月無君と云へる接續副詞句は、弔と云へる説明語の副詞にあるものなれば、之を副詞的附屬句と云ふなり、又「予縱不得大葬」於道路乎の「予縱不得大葬」の如きも、下句の副詞にあるものなれば、こは亦副詞的附屬句と稱すべし、又「爲身死而不受」の「爲身死」と云へる過去分詞動詞狀句も亦同じ、又「書曰至自會」の「至自會」と云へる完成言も、亦曰と云へる説明語に對して副詞なるが故に副詞的附屬句と云ふべきものなりとす、

第五項 釋文の例

第一款 釋文の附屬句にして主格に立てるものの例

第一節 接續代名詞の所字若くは其先行詞の者字にて誘出せられたるもの(この例は所者共にあり)

〔易七右〕君子所居而安者、易之序也。〔孟子七上左〕國之所存者、幸也。○君子所居而安者、共ニ一の主格に立てり

第二節

接續代名詞句にして、和訓の時接續代名詞の先行詞なる者若くは事と云へる語を附して訓すべきを省略せる形のもの

第一例 「何々スルコトヤ」と感詞の也の字あるもの

〔論語四左〕會子曰、○中臨大節而不可奪也、君子之人、與君子之人也。○大節ニ臨ミテ奪フ<sub>ノ人アリ</sub>の義にて、其者と云へる語は省略せられたる形なり

第二例 通常のもの云へる語の省略せる形のものなり、

〔禮記十三右〕士之有誅、自此始。○士ノ誅アル事ハの義なる事と云、  
〔老子七上右〕道可道、非常道、名可名、非常名。○道ノ道トスベキ事ハ、名ノ名トスベキ事ハの義なり

第三節

有と云へる説明語若くは形容詞の無字が説明語に立つ如き時、其下にありて、主格たるもの、

〔禮記九左〕去國三世、爵祿有列於朝、出入有詔於國。○出入ニ詔ル<sub>ノ事アリ</sub>の義なり、

〔禮記二十七ノ〕申嚴號令命百官貴賤無不務內以會天地之藏無有宜出○ノベ田ブル事

### 第二款 綵文の附屬句にして目的格に立

てるものの例

第一節 接續代名詞所といふ語にて誘出せられたるもの

〔禮記三右ノ〕君知所以爲尸者則下之

#### 第二節

接續代名詞句にして和訓の時、接續代名詞の事と云へる語を附して訓すべきを省略せる形のもの、即ち願請欲求問恐謂曰爲不圖等が説明語に立てる場合、附屬句が其目的格に立ちて、「禮ヲ行ハムコトヲ欲ス」などともあるもの、

〔孟子十五上右ノ〕惠王曰寡人願安承教○願ハクハ安シテ教ヲ受ケ

〔孟子十五上左ノ〕請野九一而助國中什一使自賦○野ハ九一ニシテ助シ國中ハ什一ニシテ

〔孟子六左ノ〕我欲行禮○我レ禮ヲ行ハムコトヲ欲ス

〔韓非子二左ノ〕若以黨舉官則民務交而不求用於法○法ヲ用キルコトヲ求メズ

〔論語七十二ノ〕子張問崇德辨惑○德ヲ崇クシ惑ヲ辨セ

〔莊子十一右ノ〕今吾聞至人之言恐吾無其實輕用吾身而亡吾國○恐クハ吾身ヲ用キテ吾國ヲ亡サシムコトヲ恐ル

〔禮記六右ノ〕夫婦有所是謂承天之祜○夫婦所アルコトヲ承天ノ祜ト謂フ

### 第三款

綵文の附屬句にして完成言若くは

變成動詞の完成言若くは副詞に立

てるものの例

#### 第一節

接續代名詞の所字若くは其先行詞の者字を以て誘出せられたるもの

〔禮記十七右ノ〕所遊必有常所習必有業○其物が遊ブ所ニ必ズ常アリ

〔孟子十六下右ノ〕由君子視之則人所以求富貴利達者其妻妾不羞也而不泣者幾希矣○其物が遊ブ所ニ必ズ常アリ

#### 第二節

接續代名詞の先行詞なる事など云へる語にて誘出せられたるものにて其接續代名詞の先行詞は省略

せられたる形のもの

〔墨子三右〕是以略○中賢者衆而不肖者寡此謂進賢事○コレヲ賢ヲ進ムル事ト謂フの義にて、と云へる附屬句は完成言なり、

〔春秋十四左〕九月公至書曰至自會猶有諸侯之事焉且諱之也○會ヨリ至ルコトト曰フの義なり

〔孟子十五上右〕詩云雨我公田遂及我私惟助爲有公田由此觀之雖周亦助也○公田ナルなり○義

第三節 前置詞若くは後置詞にて誘出せられたるもの

〔論語三十一左〕以吾從大夫之後不可徒行也○以吾從大夫之後といふ不完全句は以て、

〔春秋二十右〕二十有六年春公伐我夏公至自伐我○自伐我といふ不完全句ハ自といふ

〔老子十右〕衆人熙々如享大牢如春登臺○大牢ヲサウクルガ如クアリ春臺ニ登ルガ如ク

へる前置詞に誘出せられてアリと云ふ既明語に連

結する形なり但しアリと云ふ語は省略に從へり、

第四節 接續副詞にて誘出せらるるもの

〔論語七右〕子曰弟子入則孝出則弟○入ル又は出ヅルと云へる句は則と云へる接續副

〔孟子七左〕古之人三月無君則吊○孟子ノ十二左三不朝則六師徒之

〔論語四右〕子曰略○中觀過斯知仁矣斯は則と同一の作用をなすにあらざれど同一の

第五節 接續副詞に誘出せられたるものと同一にして其接

續副詞は省略せられたる形のもの、

〔春秋十四右〕唯○中以與我鄭國爭此土也吾子孫其覆亡之不暇○爭此土の下に則字

〔孟子十二下左〕萬章曰敢問不見諸侯何義也孟子曰在國曰市井之臣在野曰草莽之臣皆

謂庶人○國ニアル則ハ市井ノ臣ト曰フ野ニ

第六節 從位接續詞の雖縱などにて誘出せられて、様文の副

詞部を形成するもの、

〔論語二十九左〕子夏曰雖小道必有可觀者焉○雖小道は小道ナリト云フトモの義にて「小道ト

〔論語八右〕且予縱不得大葬予死於道路乎

第七節 過去分詞動詞狀を形成する從位接續詞の而字に誘

出せられて様文の副詞部となるもの、

〔論語七右〕植其杖而芸○植其杖とか子路拱とか云ふ句は、共

〔禮記二十九右〕子孫纂之至于今○子孫之ヲツギテの義にて省略せる而字

第八節 過去分詞動詞狀を形成する從位接續詞の而字(但し而字ハ省略)に誘出せられて、様文の副詞部をなすものなれど、其實は目的格たるもの。

〔孟子十三上〕至於昧天下期於易牙○中至於聲天下期於師曠○天下(期)昧於易牙(天下)期聲於師曠の義なり。

第九節 前置詞の爲に誘出せられ、且更に從位接續詞の而字を下に附して、過去分詞動詞狀句をなし、様文の副詞部たるもの。

〔孟子十七下〕郷爲身死而不受殺○孟子六上ノ十三丁にも爲其是童子而征之といふ例あり。

第十節上 時の副詞句が連結語の力を藉らずして、感詞の也にて誘出せらるる如きもの。

〔春秋二十四右〕惠公之薨也、有宋師○惠公ノ薨ズル時ヤの義にて、也の字の語勢にて、上句を下句に連結する形なり。

第十節下 同上、但し感詞の也の字を省略するもの。

〔孟子七下〕男女授受不親○これは男女授受也、不親とす。べきを也を省略せる形なり。

〔孟子十二左〕孔子之去魯曰○これは孔子之去魯也、曰とす。べきを也を省略せる形なり。

### 第六項 外形に依りて之を附屬句とせざるもの

(一) 接續代名詞の兩者逝者などと、(二) 從位接續詞の而字等の附けるものにて、固有の副詞にある所の今而既而の類は、其實は句の性質を有すれども、其外形句に類せざるが故に、今假に之を一の複合詞と見なして、附屬句となさざるなり。

〔參考〕 様文の本句の主格と附屬句主格と相連りたる例、

様文の本句の主格と附屬句の主格と相連りたる例、即ち二个の主格ありと云ふ

文章の例、代名詞の條なる是此の下に詳なり、第二編第五章第八項第三款第二節第五上二四頁二見。

## 第十六章 複文

### 第一項 複文の定義

複文とは、二个若くは二个以上の獨立せる句の連合せるものにて、假令ば「管仲且猶不可召而況不爲管仲者乎」得「一夫而失一國」の類にて、而況とか而とか云ふ語にて上下の句を連ねて居ります、而して上句と下句とは同等なりとす。

### 第二項 複文の組織法、並に其成分の名稱

複文は、同位接續詞によりて組織せらる、故に、從位接續詞の雖假令而以等は、様文の

副詞部を作るものとす(而して其成分に用ゐられたる獨立句をば支句 (member) と稱す、

### 第三項 複文の四大別

複文は、同位接續詞によりて組織せらるること前述の如し、然るに、同位接續詞には四種あるが故に、複文亦自ら四種に分るべし、假令ば、

第一 鎖合接續詞にて結合せるもの

〔禮記九左〕蓋先之以子夏又申之以冉有〔孟子十一上〕以堯爲君而有象下とが各一の句なり、

第二 撰擇接續詞にて結合せるもの

〔濟北集九右〕然此謝聯不覺醜豈其奪胎乎○豈といふ字はこゝにてはモシクハの後に用ゐてあり、

第三 反對接續詞にて結合せるもの

〔春秋二十三右〕公使謂之曰微子則不及此雖然子弑二君與一大夫爲子君者不亦難乎

〔論語七左〕子曰若聖與仁則吾豈敢抑爲之不服誨人不倦則可謂云爾已矣

第四 推理接續詞にて結合せるもの

〔孟子十三右〕是與人爲善者也故君子莫大乎與人爲善

### 第五 複合文組織の際、接續詞を省略したる例

(甲) 鎖合接續詞の而字又字を省略せし例

〔易三右〕九二見龍在田○此間省利見大人

〔論語十右〕孔子曰君子有三畏畏天命畏大人畏聖人之言○畏天命の下と畏大人の下とに各又の字あるべきを省略せる形にして、上二句合して一の複文となり、其複文と又下の畏聖人之言と云へる單文と合して、又一の複文を爲すなり、

(乙) 推理接續詞の故因等を省略せし例

〔易二右〕初九潛龍○此間省勿用○勿用が孟子十四左燔肉不至○此間省不脫冕而行○此間省

### 第四項上 複文の聯合法、並に其方法の種類

複文は、同一の語を反覆するの勢を省かむが爲め、實際に當りては、數箇を聯合して、其主格目的格説明語等出來得る限り省略するものなり、其種類凡そ左の如し、

- (一) 二箇以上の主格あるによりて生ずる複文、
- (二) 二箇以上の目的格あるによりて生ずる複文、
- (三) 二箇以上の完成言あるによりて生ずる複文、
- (四) 二箇以上の變成動詞の完成言あるによりて生ずる複文、

- (五) 二箇以上の副詞あるによりて生ずる複文、
- (六) 二箇以上の説明語あるによりて生ずる複文、

### 第四項下 複文聯合法の實例

第一款 二個以上の主格あるによりて生ずる複文の例

〔論語五十六ノ〕孔子曰天下有道則禮樂征伐自天子出〔禮樂自天子出征伐自天子出の義なり〕

〔墨子七ノ〕昔之聖王禹湯文武兼愛天下之百姓率以尊天事鬼其利人多〔禹兼愛天下之百姓文兼愛天下之百姓武兼愛天下之百姓の義なり〕

〔莊子廿二ノ〕仲尼曰死生 存亡 窮達 貧富 賢與不肖 毀譽 饑渴 寒暑 是事之變命之行也〔死生ハ是レ事ノ變命ノ行也存亡ハ是レ事ノ變命ノ行也窮達ハ是レ事ノ變命ノ行也貧富ハ是レ事ノ變命ノ行也賢與不肖ハ是レ事ノ變命ノ行也毀譽ハ是レ事ノ變命ノ行也饑渴ハ是レ事ノ變命ノ行也寒暑ハ是レ事ノ變命ノ行也〕

〔論語二十右ノ〕子曰從我於陳蔡者皆不及門也〔德行ニハ顔淵アリ子路ニハ子貢アリ子夏ニハ子張アリ子游ニハ子季路アリ子巢ニハ子伯牛アリ子伯弓アリ子伯也の義なり〕

〔論語二十右ノ〕子曰從我於陳蔡者皆不及門也〔德行ニハ顔淵アリ子路ニハ子貢アリ子夏ニハ子張アリ子游ニハ子季路アリ子巢ニハ子伯牛アリ子伯弓アリ子伯也の義なり〕

〔論語一十四ノ〕憲問恥子曰邦有道殺邦無道殺恥也〔邦ニ道アルニ殺スルコトハ恥也邦ニ道アルニ殺スルコトハ恥也の義なり〕

〔禮記四右ノ〕道德仁義非禮不成〔道德仁義ニアラザレバ成ラズ禮ニ成ラズ仁義ニ成ラズの義なり〕

第二款 二箇以上の目的格あるによりて生ずる複文

〔論語十九左ノ〕不舍晝夜〔晝夜ニ晝ト夜トの義なり〕

〔論語八十九ノ〕夫子之牆數仞不得其門而入不見宗廟之美百官之富〔宗廟ノ美ヲ見ズ百官ノ富ヲ見ズの義なり〕

〔荀子八左ノ〕則是國未能獨立也豈渠得免夫累乎天下〔天下ニハ累ヲ免ラズ國ニメテカサルルヲ免ラズの義にして此ニ句は合して複文の形をなし更に得ムヤと云へる説明語の目的格となるものなり〕

〔論語五右ノ〕子曰巧言令色足恭左丘明恥之丘亦恥之〔巧言ハ左丘明之ヲ恥ズ令色ハ左丘明之ヲ恥ズの義なり〕

第三款 二箇以上の完成言あるによりて生ずる複文の例





### 第六款 二箇以上の説明語あるによりて生ずる複文の例

説明 説明

〔毛詩一ノ右〕蔽芾甘棠勿剪勿伐○蔽芾タル甘棠ヲ汝ハ剪ル勿レ伐シテ

〔尚書六ノ右〕月正元日舜格于文祖○舜ノ格ニ於テ元日ニ至リテ文祖ニ朝ス

〔禮記一ノ右〕天子者不以國不以日月不以隱疾不以山川○天子ノ尊ニ於テ國ヲ以テテ日月ヲ以テテ隱疾ヲ以テテ山川ヲ以テテ尊ス

〔論語八ノ左〕子問公叔文子於公明賈曰信乎夫子不言不笑不取乎○夫子ハ言ハザル

〔禮記一ノ右〕子孫者不以國不以日月不以隱疾不以山川○子孫ノ尊ニ於テ國ヲ以テテ日月ヲ以テテ隱疾ヲ以テテ山川ヲ以テテ尊ス

〔論語八ノ左〕子問公叔文子於公明賈曰信乎夫子不言不笑不取乎○夫子ハ言ハザル

〔論語八ノ左〕子問公叔文子於公明賈曰信乎夫子不言不笑不取乎○夫子ハ言ハザル

### 第五項 複文の聯合法によるべからざるもの

二个以上の物体の名稱あるも其名稱が相合して一物を形成したる固有名詞なるか又は接續詞にて相連ねられて一物の如くになりたるものは之を分て二个以上

の主格若くは完成言若くは目的格等と爲るを得ざるが故に隨て之を複文の聯合法によりて複文を作りたるものとはなすべからず假令は

〔禮記二十九ノ右〕子孫纂之○子孫ノ纂ニ於テ

〔論語一七ノ左〕日月逝矣不我與○日月ノ逝ルニ隨テ我ニ與ハス

〔論語八ノ左〕他人之賢者丘陵也猶可踰也仲尼日月也無得而踰焉○仲尼ノ賢ニ於テ丘陵ノ如ク猶モ踰ル可ク日月ノ如ク莫クモ踰ル可ク

の類は子孫や日月は各一つの名稱を表示せるものなれば必しも『子孫纂之』といふ複文をかく聯合して『子孫纂之』とせしものとは云ひ得ぬやうです又

〔論語九ノ右〕子罕言利與命與仁○此例接續詞與

の如きは與と云へる接續詞にて利命仁の三者を結合したれば亦之を分つべからず三者を合せて一と見なすべく隨てこは複文にあらずして單文なり又左の目的格に立てる輕重長短白黒一二の如きは各二字より成れど一語なり即ち『輕及比重』

〔長く短〕〔白及黒〕の義にして前に擧げたる『利與命與仁』と同一の者にて一二

とあるは、數の大略を云へるものにて、これ亦一と二と二物にあらず、故に、これは、『輕ヲ知り、重ヲ知り、長ヲ知り、短ヲ知り』などの如き意とはならず、從て複文を作ることなし。

〔孟子七下ノ〕今恩足及禽獸○中權然後知輕重、度然後知長短

〔荀子十左ノ〕脩百王之法、若辨白黑、應當時之變、若數一二

又荀子九左ノ『欲惡取捨之權見其可欲也云々』の『欲惡取捨之權』と云へる複合詞は、『欲之權』『惡之權』『取之權』『舍之權』と云ふ如くに、之を四箇に分つことを得ざるにはあらざれども、こは餘り煩はしければ、此類は亦之を『欲及惡及取及舍之權』として、複合詞と見て、單文の成分なる一の熟語とすべきなり。

又孟子七上右ノ『孟子曰、人有恒言、皆曰、天下國家』といへる『天下國家』と云へる語も、亦これ單に此四語を天下と云へる意義に用ゐたるものにて、天と下と國と家と又は天下と國家との如くに四箇又は二箇別義のものに用ゐたるにあらず、さればこれ亦複文を作ることなし。

### 第十七章 文章を其構造の方法によりて分類す

#### るもの及び其種類

文章は、其構造の方法によりて、文筆の二種に分つ、即ち韻文と散文となり、陸餘叢考二十一詩筆の條に、『陸游筆記、六朝人謂文爲筆、顧寧人亦引其說、不知六朝人之稱文與筆、又自有別、文心雕龍曰、今俗常言、無韻者筆也、有韻者文也、是六朝人以韻語爲文、散行爲筆耳』とありて、南史沈約傳等を引きて論せり、又日本にては、作文大牘群書類從百三十二中歴十二拾芥抄上本等に、右の趣見ゆ、而して、又其内を、詩賦、歌謠、記事、論說、序、銘など數十種に分つ事あり、但しこれに就きては、古來の成書に文體明辨、其外數十種の精密なる參考書あるが故に、今此には省略することとせり。

### 第十八章 文章の解剖

文章の解剖とは、文章を組織する各成分を分別するの謂ひなり、而して、此を爲すには、詞論的解剖と文章の解剖との二種あり、即ち、詞論的解剖とは、文章の成分を、八品詞に區別することにして、文章論的解剖とは、文章の成分を、格、說明語、附屬詞部、即ち形容詞部、副詞部の諸部に分つことなりとす、但し、本講義は、童蒙初學者の爲にせしに非ずして、専門學研究の諸子に向てせしものなれば、別に演習的に解剖の實例を

支那文典 第三編 文章論 第十七章 文章の構造の方法上の分類 第十八章 文章の解剖 八二一

示す等の幼稚なる手数をなさず、若し夫れ疑問あるものゝ如きは請ふ別に來て問ふ所あれ。

尙ほ、本講義中、處々引用する所の卑著テニヲハ全廢論に就きて、質問せらるゝ人あるが、同書は、來年を以て發表する愚按なり、本講義と對照研究あらむ事を望む、三十七年十月記

## 支那文典 大尾

### 自跋

予、去月、國語漢文講習會に在りて、支那文典を講ずるや、在地方中學に教鞭を執り給ふ所の教員諸氏、年來攻究せられし所の支那文典の疑義を採りて、頻に有益なる質問を發せられたり、然るに其中に就きて、近來世に公にせられたる種々の支那文典の説を擧げて、其得失を問はるゝもの多かりき、たとへば曰く、某氏の文典には、前置詞の於乎于が各異なりたる義を有すと説けり、こは如何とか、又曰く、某氏の文典には、代名詞の是此等が文字によりて義を異にすと説けり、こは如何とかの類是なり、予は皆一々之に明確なる答を附して、其可否を評論したりしが、熟々思ふに、右の如き、近來世に公になりたる支那文典は、多くは徳川時代の助辭解、虛字解の類と、獨逸のガバレンツ博士の支那文典、又は馬氏文通の類とを參考して編輯せし所に係り、所謂「文典ヲ見テ文典ヲ作ル」て「眞摯なる學者社界にては、全く度外に措ける所の方法」によりて作り出せる者なるが故に、其説く所或は實地に當らずして、若し文章を作らむとする場合には、忽にして支障を生するが如き説をなして憚らざるもの

ならむと然り而して、予の支那文典も、亦猶ほ未だ十分に圓熟せず、是を以て、或は稀に誤なきにしもあらざるべけれども、要するに、自ら古書を読み、又自ら文章を作るの参考に供せむが爲に研究せしものなるが故に、一字一語の解釋も古人の説に依憑せしものなく、直に古書を讀破して其用法を比較研究して、古人の説のみならず、後日之を讀みし書名を署して之を引用せり、且自ら之を實地に應用して、多年一日の如く、種々の方面より研究を重ねたれば、庶くは他に比すれば多少誤なきに幾からむ歟、故に本講義説く所にして、其他書と扞格する所あらば、疑ふ所なく、本講義の所説を以て眞となし、斷して之に従て可なり。

明治三十七年九月十日

廣池千九郎識

支那文典正誤概表

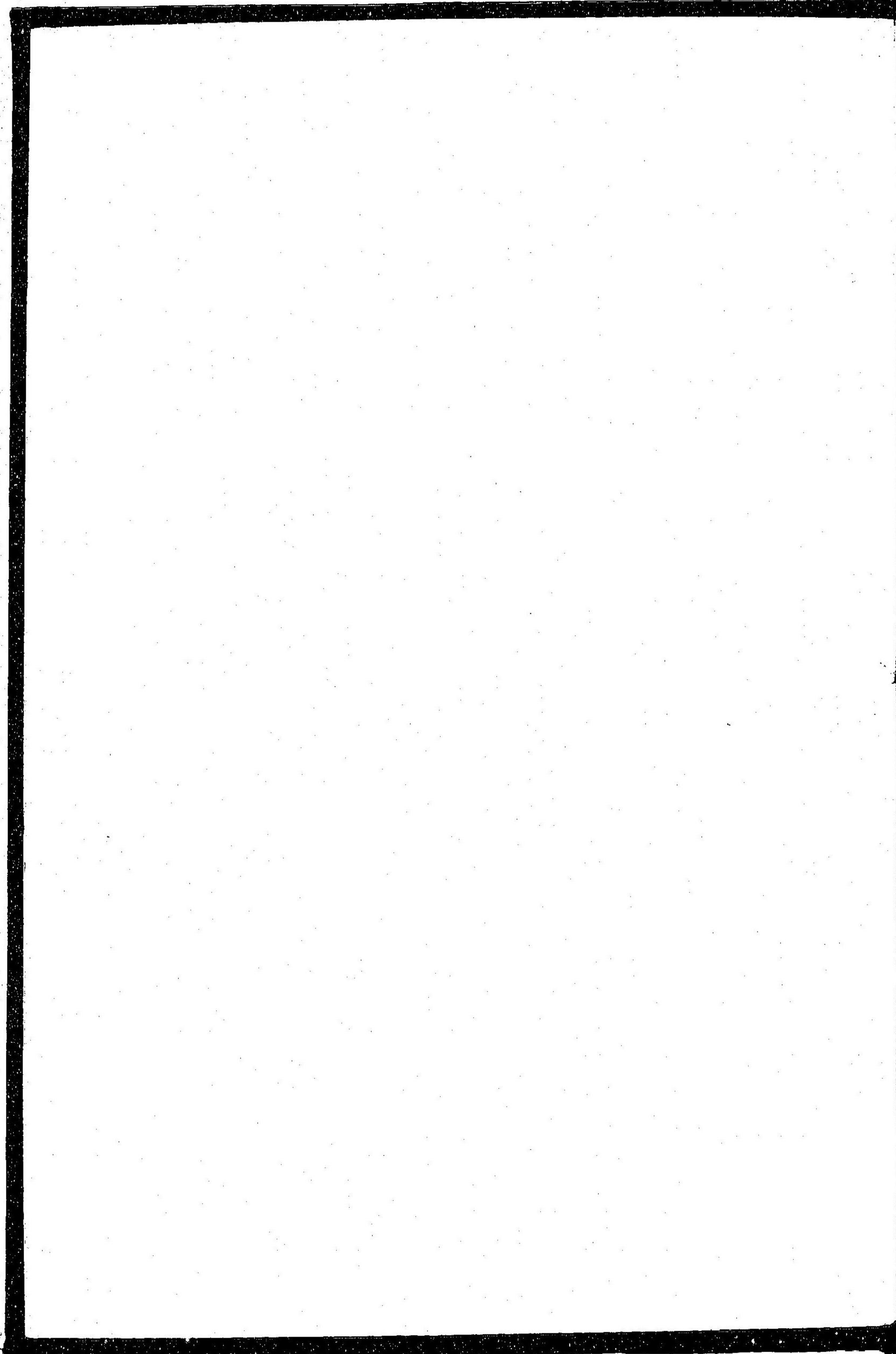
頁	行	誤文	正文	頁	行	誤文	正文
一	五	支那語の云々	支那の上の括弧を除く	二	九	學んだのと	學んだとをす
一	二	告げ子	告げ子	三	二	いふ熟語	いふ熟語
二	一	稱するのてす	下に注文として『音樂五書下ノ八左反切之始と云ふ條に顏氏家訓を引きて支那内地の方言の各處大に異なることを云へり、參看すべし』の一節を補ふ	四	一〇	いふ事	いふ事
四	五	關する研究	關する秩序的研究と改む	五	一	云々事	云々事
六	二	說文解註	說文解字註	六	四	云々事	云々事
六	六	一科學の術	一科の學術	六	二〇	此區別についての七字を削り、これの三字を補ふ	此區別についての七字を削り、これを補ふ
八	二	一言しきすの	下にこれはの三字を補ふ	六	五	尼據	尼據
八	四	故にの下に	又前置詞の五字を補ふ	六	四	交世間	交世間
八	六	いへばの下に	洋文漢文ではの六字を補ふ	六	六	云々事	云々事
九	一〇	云々事	云々事	七	一	云々心	云々心
九	三	云々事	云々事	七	四	六合釋	六合釋
一〇	一〇	Comp	Comp	七	一	邊老	邊老
二二	五	云々事	云々事	七	四	持業釋	持業釋
二二	七	云々問題	云々問題	七	六	形容詞	形容詞
二七	七	云々問題	云々問題	八	二	念諸惡、怨是用希と補正す	念諸惡、怨是用希と補正す
				八	二	子獨矣、曰有レ憫乎、非レ夫人之爲、憫レ而誰爲と補正す	子獨矣、曰有レ憫乎、非レ夫人之爲、憫レ而誰爲と補正す
				八	三	Probasi 云々 Proposi 云々	Probasi 云々 Proposi 云々
				八	三	字則	則字
				八	六	省略	省略
				八	九	〔論二ノ十〕	〔論二ノ十〕
				八	九	形を存しての下に居つての三字を補ひ、獨立句とならぬのてす	形を存しての下に居つての三字を補ひ、獨立句とならぬのてす
				八	九	なるを得ぬのてすと改む	なるを得ぬのてすと改む

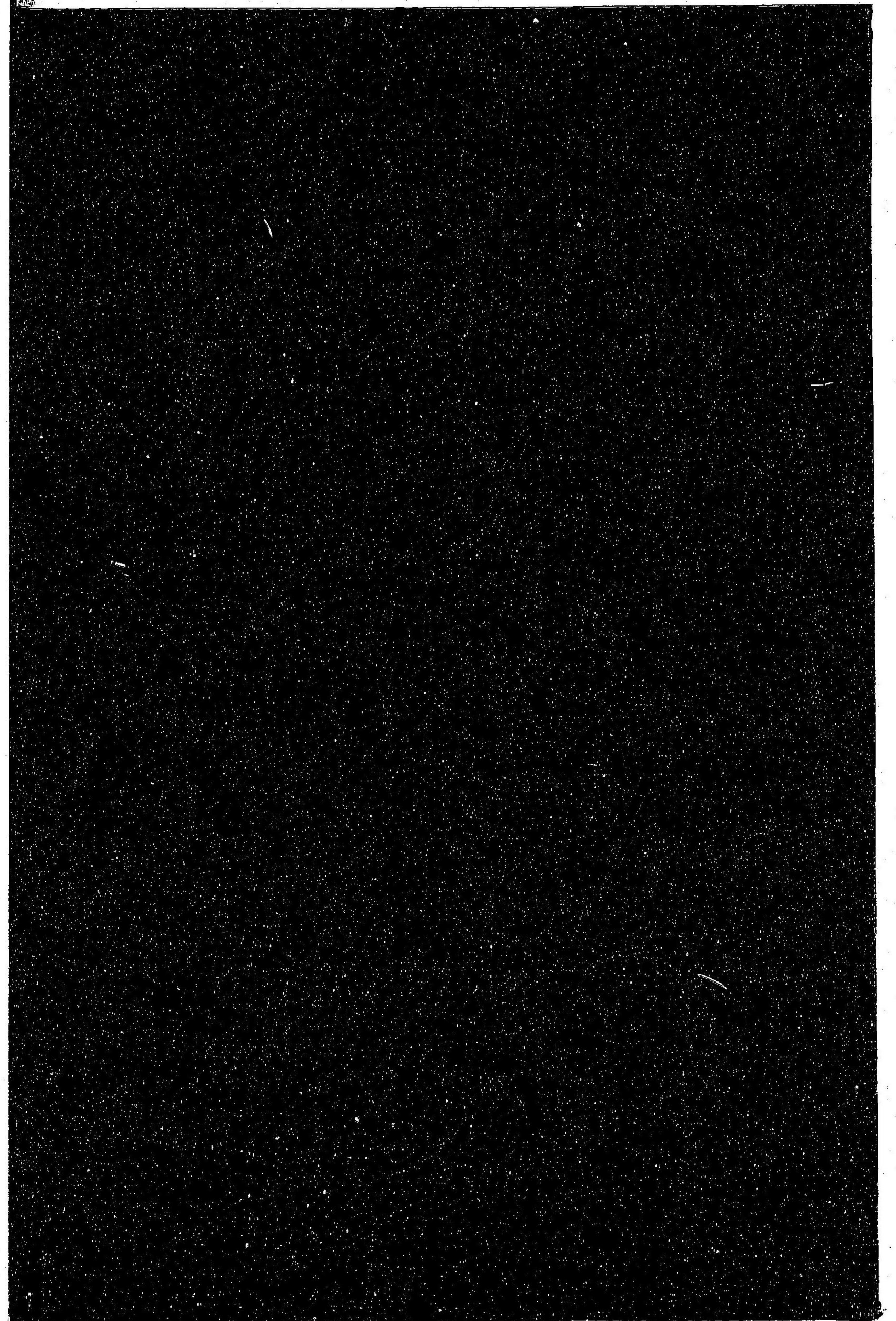
支那文典正誤概表

五 孔子爲レ人何如の右傍の括弧を  
除き、八行の六つを五つに改め、  
十行の「次に云々より一つ宛め  
るのみです」迄七十七字を削る  
六 註の『を』との誤と云ふ説あり  
七 註の『を』を『東宮』の『を』との誤と  
云ふ説あり』と改む  
八 一句の上に括弧を補ふ  
九 之を八品詞の中  
一〇 一〇を頭字と爲す  
一一 女郎女 女郎花  
一二 台者の者の右傍の線を除く  
一三 左之通 左の通  
一四 接續代名詞 接續代名詞  
一五 接續代名詞 接續代名詞  
一六 (ナルカ) (ナルカ)  
一七 時 是  
一八 右の外を但しと改む  
一九 二五五ノ九行の次へ「第七、副  
詞、又は、副詞句を代表する之  
字、【二十下】古之人修其

二〇 天爵ニ而人爵從之。○古之人修  
ふ句が副詞句で、之字は、之を代  
表して居るので、以下同じ、  
一節を補ふ  
二一 談語の下に動詞の二字を補ふ  
二二 父の振假字のサメシムシム  
を除く  
二三 日本書紀 日本書紀  
二四 仕へ人 仕へ人  
二五 有り詞カ動カ 有りとか動詞の  
猶狂 アツチエカイ  
代名詞 アツチエカイ  
副詞 アツチエカイ  
及び自動詞省署の事の九字を除  
ク  
二六 ノオ、不才 ノオ、不才とす  
二七 ニアラスの下にニチアラズデア  
ラズを補ふ  
二八 ニアリの下にニチアリアリを  
補ふ  
二九 唯が思 誰が思  
三〇 位置の下にPositionの原語を補  
入す  
三一 例の夥しい材料で歸納を頼りに

一 研究を重ねまして改む  
二 大焉 大焉  
三 動詞をの下の其下にの三字を補  
ふ  
四 岡ノ伏 岡ノ伏  
五 茂の下に送假字のハを補ふ  
六 毎懐 第十五款と改め  
七 節六節 且四款とす  
八 單純副詞に立つといふ例の下に  
一を補ふ  
九 同丁同行の終りに(二)次に、樹字  
が、イサ、カと和訓せられて、  
單純副詞に立つ事あり、其例は、  
【論語五十三】始有曰苟合矣  
【論語五十四】始有曰苟合矣  
【論語五十五】始有曰苟合矣  
少、有曰苟完矣の一節を補ふ  
十 文章ののをにてと改む、十行の  
文章の下ののと同じ  
十一 他の前置詞の上に或る場合にの  
五字を補ふ  
十二 然雖而 然雖  
十三 一下句の 下句との  
十四 われは これは  
十五 右傍の線、誤あり、除去すべし、





082393-000-3

825-H549s

支那文典

広池 千九郎/著

M37

DAE-0211





